

規制改革事項の概要

創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

規制改革の内容

特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、

- ・事業所の確保
- ・2人以上の常勤職員 又は
500万円以上の出資金等

の要件確認が必要



特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の要件確認を、6月間猶予



効果

外国人起業家等の受入れ促進

規制改革の概要

海外

日本で
創業!

創業希望
外国人

【創業を希望する外国人】
自治体に事業計画を
提出、確認

入国(上陸)審査



上陸
許可
(6月)

創業活動

在留審査 (期間更新)

要件確認

在留継続

6月

創業外国人材の事業所確保要件の緩和

(令和2年3月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

- 創業外国人材の特例では、入国時に、6か月以内に事業所を確保する見込み等が要件。
- 入国から6か月以内に確保が求められる事業所の対象として、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。

特例措置

一定の要件を満たせば、1年間に限り、自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスでも事業所として認める

効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進

規制改革の概要

日本で創業するための入国(上陸)審査



在留資格「経営・管理」の要件

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員
or 500万円以上の出資金 等

上陸許可

6か月以内に両方満たせばよい!

既存特例

6か月



日本で創業活動!

在留継続(在留期間更新)のための審査

在留期間更新

事業所要件は1年間だけコワーキングスペース等でもよい!

新特例



事業活動の継続へ!

起業準備活動期間の延長

(令和4年12月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

創業外国人の特例では、

- ・入国(上陸)
- ・在留資格「留学」からの在留資格の変更をする外国人を対象としている。

特例措置

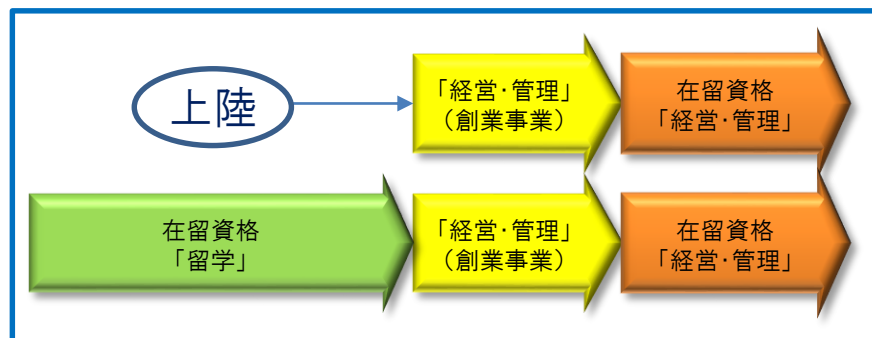
外国人起業活動促進事業(経済産業省事業)の期間内に起業に至らなかった外国人が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める。

効果

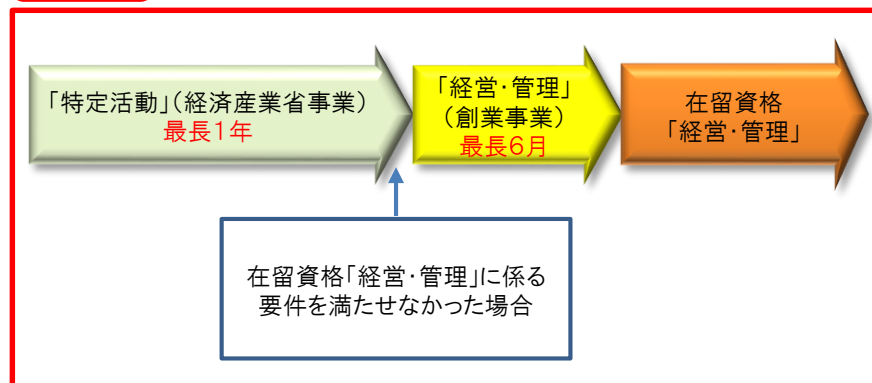
外国人起業家等の更なる受入れの促進。

規制改革の概要

現行



追加



外国人を含めた起業・開業促進のための 各種申請ワンストップセンターの設置 (特区法第36条の2)

規制改革の内容

特例措置前

起業時に必要となる各種申請は、関係機関ごとに手続が必要であり、所在地も異なるため、手間と時間がかかる

特例措置

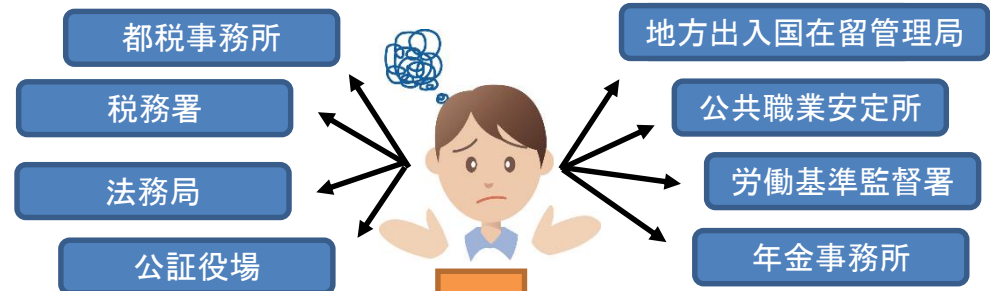
起業時に必要な各種申請(定款認証、登記、税務等)に関係する窓口を一か所に集約し、各種手続きの相談・対応支援を総合的に行うワンストップセンターを設置可能に

効果

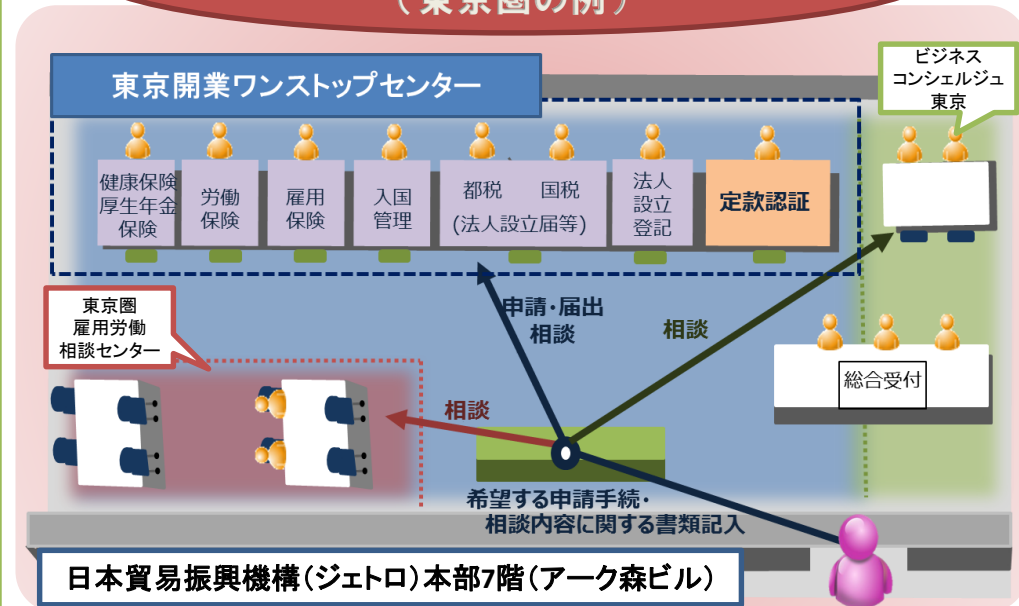
- ・起業手続の負担の軽減
- ・外国人を含めた起業・開業の促進

規制改革の概要

起業に係る手続の関係機関



開業に係る手続のワンストップ化 (東京圏の例)



外国人を雇用しようとする事業主への援助（相談センターの設置） （国家戦略特別区域法 第37条の3）

規制改革の内容

特例措置前

- ・ 産業の国際競争力を強化するため、専門的な能力を有する外国人材を活用したいとのニーズは強い。
- ・ 在留資格の制度運用については、基準が不明確・裁量的との指摘がある。

特例措置

- ・ 特区内に「外国人雇用相談センター」を設け、専門の弁護士・行政書士などを配置し、外国人材を受けようとする企業等に対し出入国在留管理制度に関する各種相談や情報提供等を行う。

効果

- ・ 地域における専門性や技能を有する外国人材の就業の促進

規制改革の概要

